

議第 5 0 号

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 5 年呉市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円を超える場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円を超える場合とする。</p>

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。